

志布志市スポーツ大会等運営支援金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、本市におけるスポーツ大会等（フェスティバル形式の大会・文化系も含む）を誘致及び開催することにより本市の経済振興に資するため、本市に大会を誘致又は開催した団体もしくは旅行会社に対し、予算の範囲内において志布志市スポーツ大会等運営支援金制度を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

なお、この制度については大会等の運営に関する物品等のレンタル、物品等の購入の際に使用できるものとする。

（交付対象者）

第2条 志布志市スポーツ大会等運営支援金制度の交付を受けることができる団体、旅行会社は次の各号にいずれも該当するものとする。

- (1)大会等で使用する主たるスポーツ等施設が志布志市に所在する施設であること。
- (2)大会等は2日以上連続で開催されるものであり、かつ志布志市内の宿泊施設に2日以上連続の宿泊を伴う参加者が200名以上であること。
- (3)この他に志布志市または志布志市スポーツ団体誘致推進協会の助成を受けていないこと。
- (4)政治的又は宗教的活動を目的とするものではないこと。
- (5)公序良俗に反しないものであること。
- (6)市が当該事業の趣旨に賛同し後援しているもの。

※後援とは、事業の趣旨に賛同し、開催を援助するために名義使用を認めることをいう。

（交付額）

第3条 運営支援金の額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 2泊以上連続の延べ参加者数 200人以上 上限 50千円以内の助成
- (2) 2泊以上連続の延べ参加者数 300人以上 上限 100千円以内の助成
- (3) 2泊以上連続の延べ参加者数 500人以上 上限 150千円以内の助成

（交付申請）

第4条 運営支援金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、大会等の開催30日前までに志布志市スポーツ大会等運営支援金制度申請書（別記第1号様式）を会長に提出しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第5条 前条の規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、運営支援金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに当該運営支援金の交付を決定し、その旨を志布志市スポーツ大会等運営支援金制度決定通知書（別記様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

（運営支援金の請求）

第6条 前条の規定による通知を受けた者が運営支援金の請求をしようとするときは、大会等終了の翌日から起算して30日以内に請求書（別記第3号様式）に大会等の主催者が作成した参加者数証明書（別記第4号様式）、実績報告書（別記第5号様式）に領収書の写しを添えて会長に提出しなければならない。この場合において、会長は必要があると認めるときは、申請者に対し大会等の成果等について説明を求め、又は調査することができるものとする。

（決定の取り消し）

第7条 会長は交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。

- (1)提出書類に虚偽の記載等不正な行為があったとき。
- (2)前号に掲げるもののほか、この要領に違反する行為があったとき。

（運営支援金の返還）

第8条 会長は運営支援金の決定を取り消した場合に、速やかにその旨を当該交付決定者に通知するものとし、既に交付した運営支援金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、運営支援金の交付に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年6月6日から施行する。